

豊中市デバインド対策運営事業
に関する業務委託仕様書

令和7年（2025年）4月

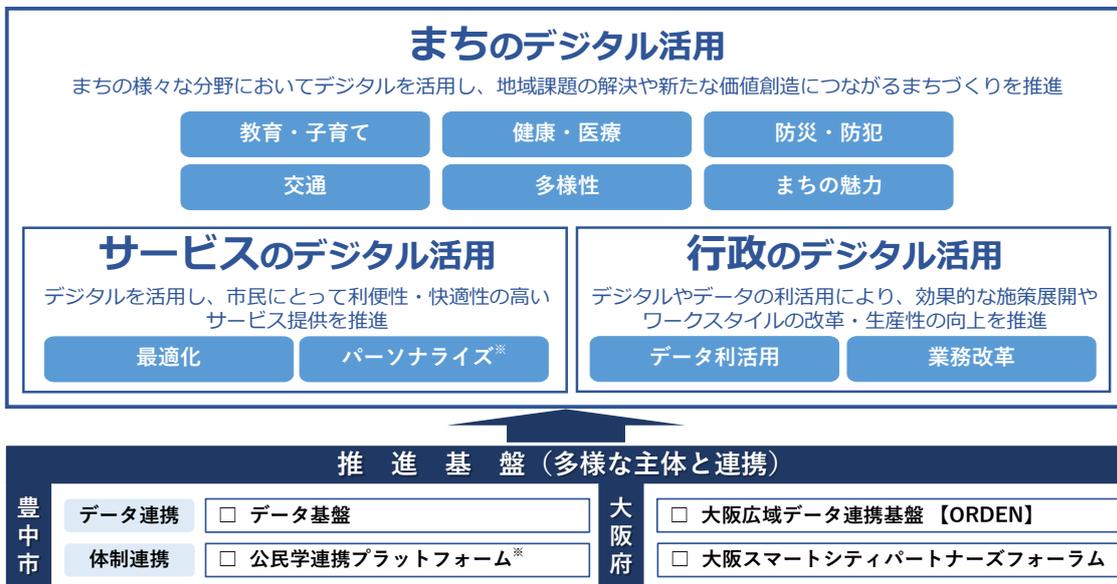
豊中市 都市経営部 デジタル戦略課

1. 件名

デバインド対策運営事業に関する業務

2. 背景と目的

本市では、令和2年度（2020年度）より「とよなかデジタル・ガバメント戦略」に基づきデジタル化を推進し、令和5年度（2023年度）からは後継戦略である「とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0」に基づき、まちづくりや暮らしのあらゆる場面にデジタルを実装し、浸透させることにより、地域課題を解決しつつ、まちの機能・魅力の向上を図り、豊かな市民生活・地域社会が形成されているまちを目指した取組みを推進している。



（とよなかデジタル・ガバメント戦略2.0 抜粋）

このようにデジタル・ガバメントの取組みを推進する一方、デジタルに不慣れな方に対するサポートの必要性が高まっており、本市では地域ITリーダー（ボランティア）による無料のパソコン・スマホ相談や、本市職員が市内各校区に出向いてスマホ相談会を開催するなど、デジタルに不慣れな方をサポートする「デジタル・デバインド対策」にも力を入れている。

本業務は、「デジタル・デバインド対策」事業の一環として、現在本市職員が実施しているスマホ相談会の運営および開催を委託するものである。

3. 業務内容

本市で開催する、市民向け無料スマホ相談会の運営および開催。

具体的には、以下①～⑦まで実施すること。

- ① スマホ相談会に派遣するスマホサポーター（学生含む）の募集・採用・養成
 - (a)募集・採用
 - ・スマホサポーターを募集・採用する
 - ・募集・採用に関する計画（募集方法・募集回数・採用人数）およびスケジュールは提案内容に含む
 - (b)養成
 - ・スマホサポーターが、市民からの初歩的なスマホの使い方に関する質問に対応できるように養成する。または、採用時に初歩的なスマホの使い方を習得していることを確認する
 - ・スマホサポーターが、本市が提供する市民向けデジタルサービス（例：とよなかマチカネ・ポイントアプリ）に関する質問に対応できるように養成する。必要なマニュアル等の情報は本市より提供する
 - ・必要に応じて、マニュアルの作成および配布、スマホサポーター向けの研修を行う（現在豊中市が使用しているスマホ相談用マニュアル一式の提供は可能）
 - ・スマホサポーター向けの研修を行う場合、方法（対面・オンライン等）は問わない
 - ・養成に関する計画は提案内容に含む
- ② スマホ相談会へのスマホサポーターの派遣
 - ・スマホ相談会の開催場所・日程は豊中市が指定（※）し、指定された場所・日時にスマホサポーターを派遣する
 - ・スマホ相談会の運営（予約・設営・受付）は、地域の主催者が行う（参加者の事前予約の有無は会場によって異なる）
 - ・各コマへの派遣人数は、基本 2 名以上とするが、過去の参加実績や状況に応じて調整すること
 - ・その場で回答できない質問を受けた場合、質問内容を委託事業者および豊中市と共有し、同様の質問を受けた場合に他スマホサポーターも対応できるよう、ナレッジを蓄積する体制を整備する
 - ・諸般の事情によりスマホサポーターが派遣できない場合（「スマホサポーターが集まらず派遣ができない場合」「派遣予定だったスマホサポーターが突発的な事情により参加できなくなった場合」）の対応案を、提案内容に含む

- ③ スマホ相談会の開催
 - ・履行期間内に、1時間30分～2時間30分 / コマのスマホ相談会を160コマ開催
 - ・160コマを超えるスマホ相談会の開催については、本市からの要望に応じて都度協議する。160コマを超える場合は、本市で別途費用を負担する
 - ・160コマを超えた場合の1コマ当たりの単価を提案内容に含む
 - ・スマホ相談事業運営体制およびスケジュール（スマホサポーターのシフト管理等）を提案内容に含む

- ④ スマホサポーターへの謝礼金支払い
 - ・スマホ相談会に参加したスマホサポーターへの謝礼金を支払う
 - ・必要に応じて、源泉徴収事務を行う
 - ・支払う謝礼金は、本業務の契約金額に含む
 - ・スマホサポーターへの謝礼金額は提案内容に含む

- ⑤ 広報
 - ・相談者向けの告知用のチラシを作成し、スマホ相談会で配布する

- ⑥ ネットワーク環境
 - ・公衆無線 LAN が整備されていない会場において、相談者が利用できる Wi-Fi 環境（ポケット Wi-Fi 等）を準備することが望ましい

- ⑦ 月報の作成・報告
 - ・スマホ相談会の開催状況（開催回数・スマホサポーター参加人数・相談者数・相談内容等）について月報を作成し、毎月報告する

4. 委託期間

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(2) 移行期間

契約締結日から令和7年（2025年）7月31日まで

- ・移行期間は「3.業務内容 ①スマホ相談会に派遣するスマホサポーター（学生含む）の募集・採用・養成」を行う期間とし、「3.業務内容 ③スマホ相談会の開催」は移行期間後の令和7年（2025年）8月1日から開始する
- ・移行期間内に開催するスマホ相談会への同席（見学）は可能

5. その他留意事項

- (1) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得た時はこの限りではない。
- (2) 本業務によって知り得た個人（法人を含む）情報は厳正に管理し、本業務の目的以外に使用しないこと。
- (3) 本業務の履行に関し、法令等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

※令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点で開催が確定しているスマホ相談会開催場所・日程（●は公衆無線 LAN 環境が整備されている会場）

開催場所	住所	日程	開催回数 (予定)	参加人数/コマ (R6 年度実績)
●刀根山蛍池会館	豊中市刀根山 6-9-60	毎月第一月曜 10 時～12 時	8	8.0
●ローズコミュニティ緑地	豊中市寺内 1-1-10	毎月第一火曜 10 時～12 時	8	4.6
熊野田会館	豊中市熊野町 4-3-27	毎月第一水曜 10 時～11 時 30 分	8	9.0
●大池コミュニティプラザ	豊中市本町 1-7-12	毎月第一水曜 13 時～15 時	8	5.3
豊南会館	豊中市豊南町西 4-16-1	5 月・11 月第一木曜 13 時～15 時	1	—
●蛍池老人憩の家	豊中市蛍池中町 3-2-1 ルシオーレ 4 階	毎月第一金曜 10 時～12 時	8	11.4
アルビス旭ヶ丘団地西集会所	豊中市旭丘 1-5	毎月第二月曜 10 時～12 時	8	9.7
●遊友	豊中市曾根西町 2-4-27	毎月第二水曜 13 時～15 時	8	7.0
●豊島北老人憩の家	豊中市曾根南町 2-12-19	毎月第二木曜 10 時～12 時	8	6.5
北丘地域福祉活動支援センター	豊中市新千里北町 3-1-2-1	毎月第二金曜・第四金曜 10 時～12 時	16	4.8
●服部南センター	豊中市服部南 4-1-15	毎月第三水曜 10 時～12 時	8	—
豊中倶楽部自治会館	豊中市玉井町 1-10-4	毎月第三木曜 13 時 30 分～15 時	8	2.5
●箕輪センター	豊中市箕輪 1-20-1	奇数月第三金曜 10 時～11 時 30 分	4	4.5
北緑丘団地 22 棟集会所	豊中市北緑丘 2-1-22	偶数月第三金曜 13 時 30 分～15 時	4	9.0
人権平和センター豊中	豊中市岡町北 3-13-7	毎月第四月曜 13 時 30 分～15 時	8	5.1
●新千里東町会館	豊中市新千里東町 3-6-114	7, 10, 1 月第四火曜 10 時～12 時	2	8.7
花と緑の相談所	豊中市曾根南町 1-4-1 豊島公園内	毎月第四火曜 13 時 30 分～16 時 30 分	8	13.0
堀田老人憩の家	豊中市豊中市上野西 1 - 11 - 33	6～9 月第四木曜 13 時～15 時 30 分	2	—
地域共生センター西館	豊中市中桜塚 2-28-7	10 月 29 日（水）、1 月 28 日（水） 10 時～12 時	2	7.0